平成 29 年度第 4 回地域福祉専門分科会

資料 2-4 別冊③

③国の動向など

国の動向など

○社会福祉法

平成28年3月 社会福祉法人改革

社会福祉充実計画の策定や地域公益事業の実施

平成30年4月 地域福祉計画改革

策定を任意→努力義務へ

「上位計画」としての位置付けと、盛込むべき内容を増加

○地域力強化検討会(厚生労働省) 中間報告

平成28年12月

- ・"我が事・丸ごと" 共生社会の実現
- ・地域福祉計画を、他分野の計画を横断的総合的に統合するいわば「上位計画」として位置付け

<八王子では…>

- ✓ 平成29年5月、第2回地域福祉専門分科会にて、地域公益事業についての意見聴取を行った。
- ✓ 平成30年施行予定の社会福祉法改正内容を見据え、計画を策定

必要な取組

- ●社会福祉法人の指導検査事務等だけでなく、社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定する際の 支援(5月の会議など)を実施する必要がある。
- "我が事・丸ごと" 共生社会の実現に向け、八王子市としてどのように"人材の育成"と"包括的な支援体制"を構築するか、その目指す方向性や取組みを検討する必要がある。
- ●地域福祉計画のあり方(位置付けや盛込むべき内容)を再確認する必要がある。



- ・地域ニーズを適切に把握し、社会福祉法人等事業者も含めた地域活動を推進する必要がある。
- ・"我が事・丸ごと"共生社会を八王子市でどのように実現していくか検討する必要がある。

○生活困窮者自立支援法

平成27年4月 生活困窮者自立支援法 施行 生活困窮者への支援を位置付け

<八干子では…>

- ✓ 平成27年1月、新法施行を前に生活自立支援課を設置
 - ◆ 住居確保給付金の支給
 - ◆ 就労支援(就労準備支援·就労訓練事業)
 - ◆ 子どもの学習支援
 - ◇ 家計相談支援

など

必要な取組

- ●支援の対象となる生活困窮者を把握する必要がある。
- ●地域のニーズに合った生活困窮者の自立支援のための事業を充実させる必要がある。



・地域ニーズに合った生活困窮者自立支援制度を実施する必要がある。

○成年後見制度利用促進法

平成28年5月 成年後見制度利用促進法 施行 市町村の役割を明確化

<八王子では…>

✓ 平成19年4月 「成年後見活用あんしん生活創造事業」開始

✓ 平成26年度 市民後見人の養成開始

必要な取組

- ●市町村計画の策定
- ●現在実施している「成年後見活用あんしん生活創造事業」と、法律に定められている"地域連携ネットワーク"や"中核機関"の位置付けを整理する必要がある。



・既存のしくみを活用しながら、成年後見制度の利用を促進する必要がある。

参考資料

- ●地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画作成に伴う意見聴取について (平成 29 年度第 1 回地域福祉専門分科会 資料②)社会福祉法改正関係(社会福祉法人)
- ●社会福祉法 (抄) 地域福祉計画関係
- ●地域力強化検討会 中間報告
- ●生活困窮者自立支援方策について市町村計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項 厚生労働省通知より抜粋
- ●成年後見制度利用促進基本計画のポイント成年後見制度利用促進法関係
- ●市町村地域福祉計画の策定について(平成 19 年 8 月 10 日社援発 0810001 号) 災害時要支援者関係

地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画作成に伴う意見聴取について

1 社会福祉法人について

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人である。公益性と非営利性の両面の性格を備えている。本市は55法人(主たる事務所が市内にあり、その行う事業が市の区域を越えないもの。)を所轄している。

- 2 社会福祉法人の行う事業
 - (1)社会福祉事業(社会福祉法第2条)
 - ア 第一種社会福祉事業

救護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等 経営主体は、原則、行政及び社会福祉法人である。

イ 第二種社会福祉事業

保育所、老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、生活介護等)等 経営主体の制限は、原則、設けられていない。

(2)公益事業、収益事業(社会福祉法第26条)

経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てる事業を行うことができる。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業、有料老人ホーム等

3 社会福祉充実計画の作成について

社会福祉法人制度が改正され、社会福祉法人は、公益性・非営利性を確保し、地域社会への貢献が求められており、いわゆる内部留保を明確化し、社会福祉事業等へ再投下するために、以下の取組が定められているところである。

- (1)保有する財産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
- (2)社会福祉充実残額がある社会福祉法人に対して、既存又は新規の社会福祉事業、<u>地域公益事業</u>及び公益事業の充実又は実施に係る計画(「<u>社会福祉充実計画</u>」)の作成及び実施を義務付け
 - ※事業の実施を検討する順位

第1順位:社会福祉事業 第2順位:地域公益事業 第3順位:その他の公益事業

※地域公益事業

社会福祉法第55条の2第4項第2号において、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの、と定義されており、社会福祉法第26条に規定する公益事業に該当する。

4 地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に伴う意見聴取について 社会福祉法第55条の2第6項で規定する意見聴取については、地域公益事業は、特定 の事業に特化されないため、地域福祉全般を所掌する地域福祉専門分科会において行う。

※社会福祉法第55条の2第6項

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該 地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他 の関係者の意見を聴かなければならない。

5 社会福祉充実計画原案記載例等 別紙のとおり

 \bigcirc

会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社(地域福祉の推進)	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改正案
会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社(地域福祉の推進)	目次 第一章 今第九章 (略) 第一章 地域福祉の推進 第一章 地域福祉の推進 第二節 地域福祉的推進 第二節 社会福祉協議会 (第百九条—第百二十四条) 第二節 共同募金 (第百十二条—第百二十四条) 第二条 (略) 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設を利用させる事業 (略)	現

地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを 社の推進に努めなければならない。社の推進に努めなければならない。大化その他を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他を構成する。

2 態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、 必要とす 懸若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを 解決を図 医係機関 るよう特に留意す 連携等によ ービスを必

第五条

の責務) (福祉サ F. ス \mathcal{O} 提供体制の 確保等に関する国及び地方公共団体

2 第 六 国 条 置を 題を把

会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を

ができるようにその事業の実施に努めなければならない。 り、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連 つ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連 で、保健医療サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、か 第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する (福祉サービスの提供の原則)

第六条の責務) (福祉サ Ë ス \mathcal{O} 提供体制 \mathcal{O} 確保等に関する国及び地方公共団体

(略)

(新設)

努めなけ ればならない

第十章 地域福祉の推進

節 包括的 な支援体制 整備

資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業 性を検討するよう努めるとともに 当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況 1う者を含む。 る環境その他の事情を勘案し 事業を行 (で)は、当該事業を行うに当たり自らがそので行うもの(市町村の委託を受けてこれらの社会福祉を目的とする事業を経営する者のう支援拠点事業等を経営する者の責務) 支援関係機関による支援の必要 必要があると認めるときは その置かれ を 解決 に を 次 次 を 次 次

事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定す一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点めるよう努めなければならない。 支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求

_ る支援を行う事業 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十 -二条第

規定する母子健康包括支援センター を経営する事業

四三 律第七十七条第一項第三号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

Ŧī. 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五 九条第一号に掲げる事業

包括的

第百六条の三 置を通じ、 三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他のな支援体制の整備) 地域住民等及び支援関係機関による、 地域福祉の推進 各般の措 (新設)

包括的に 提供され る体制を整備す るよ るも 0

る支援が

| 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う | 本に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる | 本に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる | 本に関する事業 | 一 地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 | 一 電話 に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ | で、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業 | 一 電話 に関する事業 | 一 電話 に関する事業 | 一 電話 に関する事業 | 本に関する事業 | 本に関する事業 | 本に関する事業 | 本に関する事業 | 本に関する事業 | 本に関するを表に掲げる事業に関して、その適切か | 本に関する事業 | 本に関する事業 | 本に関するを表に掲げる事業に関して、その適切か | 本に関するを表に掲げる事業に関して、その適切か | 本に関するを表に関する事業 | 本に関する事業 | 本に関する 整

三

2 つ有効な実施を図るため必要な指針を公表するも 0 とする その適切か 資課 自

第二節 地域福祉計画

第百七条 市町村は、地域(市町村地域福祉計画) る事項を一体 を策定するよう 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げ 的に定める計画 努めるもの 「市町村地域福祉計画」 る とい

他の福祉に 地域にお 関し、 ける高齢者の福祉、 共通して取り 組むべき事項 障害者の福祉 童の福祉その

三二 る事項 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関す地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域福祉に関する活動 の 住民の参加の促進に関する事項

> 第十章 地域福 祉 0

(新設)

(新設)

節 地域福祉計 画

第百七条 市町村は、地域(市町村地域福祉計画) 民 る事項を一 る活動を行う者の意見を反 社会福祉を目 体的 に定め 的とする事業を経営する者その他社会福祉に関 は変更しよう 地域福祉の推進に関する事項として次に掲げ その内容を公表するよう努めるものとする る計画(以 映させるために必要な措置を講ず る

地域における福祉地域における福祉 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関す 地域における福祉サ ビスの適切な利用の推進に関する事項

五. 同項各号

2 るとき 定し、又は変更しようとす

3 と認めるとき は 当該市町村地域福祉計画を変更するもび評価を行うよう努めるとともに、必然的に、その策定した市町村地域福祉計 0 るる

県地域福祉支援計画)

第百八条(都道府) に関する事項として次 「都道府県地域福祉支援計画」 関する事項として次に掲げる事項を一体的に各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村 都道府県は 市町村地域福祉計画の達成に資するた という 市町村の地域福祉の支援に画の達成に資するために を策定するよう努め 定める計画 る

市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関す他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その

る事項

四 三 上に関する事項社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向

Ŧī. 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項。福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする

2 支援に関する事項

う努めるものとする。 の意見を反映させるよう努めるとともに 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、 とするときは、あらか ~ じめ、 公聴会の開催等住民その他の者 その内容を公表するよ 又は変更し

> 三 る事項

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

、各市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下に、その内容を公表するよう努めるものとする。

に、その内容を公表するよう努めるものとする。

に、その内容を公表するよう努めるものとする。 第百八条 都道府県は、月丁ナリ (都道府県地域福祉支援計画) 都道府県は 地域福祉計画の達成に資するため

 \equiv る事項

上に関する事項 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向

事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 福祉サー ビスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする

三

調査 るときは 評価を行 該都道府県地域福祉支援計 三画を変更

3

定期的

その策定し

県地域福祉支援計

要があると認

第三節 社会福祉協議会

第四節 共同募金

> 第二節 社会福祉協議会

第三節 共同募金

地域力強化検討会中間とりまとめ ~従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ~

平成28年12月26日 地域における住民主体の課題解決力強化・ 相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会)

1 総論

- (1)地域、福祉を巡る現状と課題、希望
- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結している。この危機を乗り越えるためには、我が国のひとつひとつの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要である。地域力強化を考えるにあたっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、私たちは改めて直視する必要がある。こうした考えのもと、政府では、まち・ひと・しごと創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)で述べられている通り、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる社会をつくることが喫緊の課題である。(参考 1 参照)
- 私たちのまわりの生活を見てみると、深刻な「生活のしづらさ」が増しており、それは私たち自身にも起こっている、もしくは起こり得ることでもある。例えば、様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたり、ある地域の中で似たような問題が続発したりしている。かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯があることも事実

である。

- 高齢の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」は、社会的孤立の一例とも言える。こうした世帯は、地域住民から見ると、「気づいていても何もできない」、ときには「排除」の対象にすらなる場合もある。
- 基盤となる地域社会そのものは、少子高齢・人口減少社会が 進展するなかで、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域 で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合 い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつある。 それに伴い、家庭の機能も変化しつつある。
- 一方、地方創生の取組の中で、地域には今まで存在しながら 光が当たらなかった宝(「知恵」「人材」「資源」)があることに 気づき、それを最大限引き出し、自分たちが住みたい地域を自 分たちでつくる、地域でできることを探し、活かし、発展させ ていく地域づくりの取組が各地で進められている。そこには、 地域の文化や環境、地域経済の持続可能性をどのように確保し ていくか、という危機感と同時に、将来への希望がある。
- 直面する複合的な生活課題に対しても、平成 27 年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度は、個々の置かれている状況を明らかにし、就労準備や中間的就労支援、家計相談支援といったこれまで十分に福祉分野で行えていない支援を加え、地域で工夫しながら解決につなげていく仕組みであり、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組の先駆けとしての意味を持つ。

○ 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地域創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、決して別々のものではない。生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であるし、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく。

いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、 農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画 なども含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の 中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互 に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社 会の実現には不可欠である。

- 「ニッポンー億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」とされている。地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じうる課題を直視していくことが必要である。地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。(参考2参照)
- (2) 3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成

(「自分や家族が暮らしたい地域を考える」)

○ (1)で記載したように、地域が持つ魅力を最大限引き出し、 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこう という取組が、各地で進められている。その契機は、自分や家 族が暮らすこの地域が将来どうなってしまうのかという気持 ちであったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をき っかけに地域(我がまち)のことを考え始めたということであったりする。文字通りの「我が事」から始まり地域の未来を考える、とも言える。

- 高齢化の進む地域で行われている見守りを含めた高齢者自身が主体的に地域住民の困りごとを解決する取組、元気な高齢者の力を生かした事業の展開や、各地で広がっている「子ども食堂」もその一例ということができるかもしれない。
- こうした取組は、関わっている人や対象となる人が高齢者や子ども、障害のある人であったとしても、従来の福祉施策のみから出てきているものではない。福祉や介護、子育てといった分野にとどまらず、産業、経済も含めた地域全体の中で、「このような地域にしたい、このような取組をしたい」という主体的、積極的な姿勢と、地域の課題(高齢化の進展、子どもの孤立等)とが結びつくことで進められている。それだけに、そのような取組が「楽しい」「やりがいがある」ことを共有しやすく、それまで関わってこなかった地域住民を「巻き込む」力も大きい。

(「地域で困っている課題を解決したい」)

○ さらに、地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、「地域の困っている課題を解決したい」という気持ちから、地域福祉の推進に尽力してきた多くの人たちがいて、地域住民の困りごと、心配ごとに耳を傾け、福祉関係者や地域の様々な人たちとともにできる限り解決に結びつくような取組をしている。様々な交流や行事を開催することでつながりを支えたり、早期の発見、見守りや支え合いの活動、最近では事例検討を通して具体的な生活支援の一部を担ったり、地区単位で地域住民の地域福祉活動を計画化するといった取組をしているところもある。

○ 最近では若い人たちが、こうした社会課題に対して、積極的に社会起業家を目指したり、NPO法人が多様なアプローチをしたりしているが、同じような気持ちで取り組む住民が増えることで、共生の文化が広がっていく。

(「一人の課題から」)

〇 (1)で記載したように、地域には、助けを求めることもできず、周囲からも孤立している人や世帯があることも事実であり、地域の中だからこそ相談できないで埋もれてしまうこともある。

こうした課題は、必ずしも既存の「制度」の中で解決されるわけではない。いわゆる「ごみ屋敷」を例にすると、以前はごみの処理が問題になり、制度の中でどこが対応するかが問われた。しかしこうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状況にあることが分かってきたことで、支援のあり方は変化している。例えば、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片づけに参加することにより、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができることで、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる。さらにその人が「働ける」場所を地域の企業や商店街の中に見出すこともである。そのことにより、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなる。また、企業や商店街も地域福祉の担い手となっている。

こうした取組は、「制度」の力ではなく、「人」の力である。

○ ひとつひとつは「一人」の課題だが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民が「私たちがこんなことができるんだ」という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちが「何かができるかもしれない」という意識が生じ得る。こうした小さな成功体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていく。

(3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成)

- これら3つの地域づくりの取組の方向性、すなわち、
 - ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
 - ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
 - ・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決 するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、 一人ひとりを支えることができる地域づくり

という方向性は、互いに影響を及ぼしあうものということができる。「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくとも考えられる。

○ 例えば、主体的、積極的な姿勢で様々な取組を行っている地域では、一人ひとりは福祉的な課題にそれほど強くコミットしていなくても、取組の中や築いた人間関係の中で、課題が生じることを未然に防いだり、一人の課題に早期に気づいたりできる可能性もある。

一方で、一人の課題の解決を図るために、様々な人と話をし、 居場所をつくったり、働ける場を見つけたりする中で、それま で関心がなかった人や団体、企業に出会い、取組が広がってい く可能性がある。

(専門機関、包括的な支援体制への連携)

○ さらに、地域住民から見えてきた課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、身近な地域のなかで留まらず、 広域の適切な機関につなげていく仕組が求められる。 〇 行政や専門機関は、そうした地域住民と連携したり、必要な 後方支援をしていくことで、包括的な支援体制をつくっていく ことが必要である。

(3)「くらし」と「しごと」を支える

○ 私たちは、少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、生涯未婚率の増加など、生活をめぐる環境が大きく変化する中で暮らしていかなければならない。 生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶ。

こうした本人や世帯の課題を「丸ごと」受け止めるためには、 本人や世帯を「制度」の視点から見るのではなく、本人や世帯 が抱える様々な困りごとのみならず、強みや思いから必要な支 援を考えていくことが必要である。

本人や世帯の「くらし」と「しごと」を「丸ごと」支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、今後の福祉施策の中で重要である。

〇 介護、子育て、障害など、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは当然であるとしても、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではない。

また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会であるとか、地域のつながりの中で困りごとを支えあう土壌であるとか、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を、弱めてきたという側面があることも認識することが必要である。

重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解

決していくかである。どの分野の相談支援機関にいたとしても、 生活課題の全体性、問題の総合性、多分野との連携、地域との つながりといった視点は常に有していなければならない。

- (4) 従来の福祉の地平を超えた次のステージへ
- 〇 (2) や(3) の取組は、従来の福祉の地平を超え、「次の ステージに上がる」ことを意味する。

こうした取組を進めることで、全ての人たちが安心して暮らしつづけられる地域の持続可能性、かつ多様な人たちが存在する地域社会で相互に支え合うことが出来る共生文化の創出、そうしたことを可能にする地域包括支援体制の構築につながる。

- (5) この中間とりまとめについて
- 当検討会では、本年10月4日の第1回以降計4回にわたり、 ニッポンー億総活躍プランの「地域共生社会」の項目に掲げら れている該当部分に沿い、検討を重ねてきた。

そして、「我が事・丸ごと」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトにしていくという考え方のもと、平成 29 年の介護保険制度の改正が行われるのに先立ち、中間的とりまとめを行うこととした。

2 各論

(1) 住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」

(「我が事」の地域づくり)

○ 目指すべき地域の在り方は、「どのようなところに住みたいか」「安心して住み続けるために、どんな課題を解消していき たいか」という視点から、住民自身が中心となって関係機関と 協働しながらつくりあげていくものである。そうしたことを、 地域で話し合える土壌や関係性が重要であり、そうした協議の 場の確保やプロセスが必要である。その際、福祉以外の分野と も連動していくことが重要である。

- 地域住民の立場や意識も様々である。何らかの働きかけをきっかけに、住民が地域における様々な取組に関わることで、「楽しい」「やりがいがある」と思えるような経験をしたり、当初疎外感を感じていた(アウェイ)地域が、やがて自分のまち(ホーム)に変わっていくといった経験を通じて、地域のことを「我が事」としてとらえる環境もできてくるのかもしれない。
- また、同じ地域に住む人どうしの中で「困っている人」「深刻な状況にある人」が把握された場合であっても、見て見ぬふりをしたり、誰かにまかせようと思うのではなく「自分たちでなにかできないか」と思える意識は、ソーシャルワークの機能を果たす者の働きかけにより、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程を繰り返し、気づきと学びを促すことで、作り上げられるものである。
- 〇 その土台として、幼少期から地域福祉に関心を促し、地域活動への参加を通して人間形成を図っていく福祉教育が必要である。就学前から義務教育、高等教育といったそれぞれの段階で地域貢献学習(サービスラーニングやボランティア活動)などに積極的に取り組み、福祉意識の涵養と理解を深めていくことが大切である。またこうした地域福祉の学びは生涯学習の視点からも取り組んでいかなければならない。

また、時として、地域の人だからこそ、問題を隠しSOSを発することができないこともある。問題が深刻化して初めて表面化することもある。自分の困り事を地域に伝えたり、助けを求められるようになるための福祉教育も大切である。

〇 こうした他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを

する、いわば地域にとっての「触媒」としてのソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが必要である。その際、自治体が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、自治体は支援する立場に回りつつ、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかなどを協議して決めていく過程が重要である。

- 例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことも、方法の一つとして検討できる。
- また、受け手側が支え手側になる取組として、例えば高齢者が支え手として主体的に通いの場づくりや子どもの集まる場所づくり等を行う場合にも、市町村は、地域支援事業の「介護予防」の事業としてその活動を支援する等の取組を推進していくことが必要である。
- 地域住民が「我が事」と捉え、課題の早期発見につなげるためには、課題を抱えた人だけでなく、誰もがお茶を飲みながら世間話をしたり、気軽に立ち寄ることができる居場所や、住民や専門職が話し合ったり、それを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の活動拠点をつくることが重要である。そのような場づくりをどうサポートするかを、自治体として検討する必要がある。

(「丸ごと」の地域づくり)

○ 表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員や自治会なども含めた地域住民であり、それは住民でなくてはできないことである。

そうした気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制がなければ、住民は、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないまま黙っているしかなくなってしまう。従って、「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくることが必要である。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域になる。

- 〇 また、こうした仕組みがあることで、地域に根付き、住民の ニーズを把握してつないでいくことを役割とする民生委員・児 童委員の精神的な負担を和らげることにつながり、より積極的 に活動することが可能となる。
- 「住民に身近な圏域」には、地域住民を主体とする地区社協があったり、市区町村社協の地区担当が配置されていたり、地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所といった福祉各制度に基づく相談機関があったり、地域に根差した活動を行う社会福祉法人やNPO法人があったりする。こうした機関で、あるいは相互に連携しながら、それぞれの機関が直接担当している分野だけではなく、「丸ごと」の相談を受け止める場を「住民に身近な圏域」に設けていくべきである。
- その際に、おおむね中学校区単位で専門職が配置されている機関である地域包括支援センターを活用して、対象を高齢者に限定することなく、総合相談支援の窓口として展開している事例もあり、「丸ごと」受け止める場としての機能を果たしていくことも期待される。

(参考3参照)

○ この場合の「住民に身近な圏域」は、最大でも小学校区域で

ある、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では 自治会単位である、等、地域の実情に応じて異なるが、いずれ にしても、「我が事・丸ごと」の体制を作る際の圏域の設定に は、地域住民が決めていくプロセスがあることが必要である。 その際、介護保険事業計画の圏域や、障害福祉計画の圏域な ど既存の計画等における圏域設定との関係も、地域福祉計画の 上で整理していくことが有効である。

(2) 市町村における包括的な相談支援体制

- 「住民に身近な圏域」にある「丸ごと」の相談を受け止める場は、自らあらゆる課題を解決する負担感を負うことなく、明らかになった課題に寄り添いながら、適切な機関につないでいくことが必要となる。特に、多様な、複合的な課題については、高齢、障害、子どもといった福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきである。
- 「丸ごと」の課題に対応しようとすれば、制度の狭間の問題にぶつかることがあるが、その解決には、関係機関どうしが連携するだけではなく、(1)における体制と連携しながら、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要である。
- このため、基本的には市町村をベースとした(地域の実情に応じて、それより大きいことも、小さいこともありうる)、多機関の協働による包括的な相談支援体制が構築されるべきであり、こうした体制が構築されるためには、協働の中核の役割を担う機能が必要である。
- 生活困窮に関わる課題に関しては、生活困窮者自立支援制度

における自立相談支援機関の支援員が協働の中核の役割を担っている。

- (*)自立相談支援機関に関しては、制度施行からまだ期間が 経っていないこと、現時点では取り組み状況に地域差がみ られること等から、さらなる取組の推進が図られるべきで あり、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理 のための検討会」(平成28年10月~。座長:宮本太郎中 央大学教授)において、施行後3年後見直しについて検討 が進められている。
- 〇 さらに、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関が設置されていない自治体やそれ以外の課題に対しては、平成28年度から、厚生労働省において「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」が実施されており、現時点で全国26自治体において取組が行われている。この事業の進展を注視しつつ、こうした取組について、制度として確立していくことも含め、どのように全国展開していくべきか検討すべきである。
- この事業では、協働の中核の役割を担う「相談支援包括化推進員」を、機関を定めずいずれかの機関に配置することを求めている。「相談支援包括化推進員」は、複合的な課題を受け止め、多機関協働の中でチームとして解決策を検討し、時には新たな社会資源の創出を行うものであり、ソーシャルワークとしての知識・経験をベースにした専門職であるとともに、多くの関係者から信頼されるに足る人材であることが必要である。「相談支援包括化推進員」を配置する機関も、丁寧なプロセスを経て、地域においてふさわしいと認められた機関であることが必要である。
 - 26 自治体でも実際にそのような考え方のもとに配置されており、例えば、福祉関係の機関だけではなく、地域の実情に応じて病院のソーシャルワーカーも協働の中核を担う機能として考えることが可能である。
 - (*) 26 自治体では、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援

機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉 法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれて いる。

- なお、医療的ケアが必要な子どもなど高度な専門性が必要となる課題や、DV、刑務所からの出所者、犯罪被害者や戸籍に関わる課題など声を上げると地域では排除の対象になりかねない課題、身近な地域では特段の配慮が必要な課題などに対しては、しっかりと受け止められる仕組みを別途広域的に作っていくことが必要である。
- 現在ある様々な「協議の場」、「コーディネートの機能を担う 人」について、一度整理を行い、それぞれがより効果的に役割 を果たせるように、市町村が地域特性を踏まえて関係者との調 整の上、再編成することも考えられるし、財源を柔軟に運用で きることも必要である。
- (3) 地域福祉計画等法令上の取扱いについて

(地域福祉計画)

- 現行の地域福祉計画は、福祉サービスの適切な利用の推進、 社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項が記載事項とされているが、当 検討会で検討している「我が事・丸ごと」の体制整備について も記載事項として明確に位置付けるべきである。
- O また、地域福祉計画は、社会福祉法では、策定は任意とされながらも、7割の自治体で策定が行われており、「我が事・丸ごと」の体制整備をすべての自治体で促進するためにも、任意から義務化するべきである。
- さらに、地域福祉計画の策定に関係者の意見が反映されるこ

とや、単に策定されるだけではなくPDCAの手続きが適切に 踏まれることが重要であり、こうしたことも明確に規定すべき である。

- 地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置づけるべきである。さらに、その内容が市町村の総合計画の中に盛り込まれていくことが必要である。
- 〇 なお、地区単位での住民の地域福祉活動を計画化したり、社会福祉法人等の民間組織・団体の地域福祉活動を計画化し、これらと地域福祉計画を連動させていくことも求められる。

(地域福祉の考え方)

- 〇 地域福祉に関しては、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革に おける社会福祉法の改正で、地域福祉の推進の規定を設ける等 の対応が行われているが、地域福祉の対象、考え方の広がりを 反映できる内容にすべきである。
- 具体的には、社会福祉法第4条(地域福祉の推進)では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について、「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされている。しかしながら、
 - ・ 支援が必要な課題とは、「福祉サービスを必要とする」だけでは狭義であり、前述のとおり、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割の場の確保、家計、教育、そして孤立などにまで及ぶ。こうした、従来の福祉サービスの枠組みを超える支援が必要な人も含まれるべきである。
 - ・ また、それらの人たちは、あらゆる分野の活動に「参加す

る」だけではなく、「ニッポンー億総活躍プラン」にあるとおり、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」する主体であるべきである。

(守秘義務に伴う課題)

○ 住民主体の課題把握や解決にあたり、例えば、地域住民から 課題を聞きとった民生委員・児童委員や地域包括支援センター の職員等の守秘義務を有する者が、専門機関等と話し合って解 決策を検討し、(守秘義務を有していない)住民の協力も得な がら取り組んでいこうという場面で、住民との間で個人情報を 共有することが難しいという課題が指摘されており、法制的な 対応を含めて検討すべきである。

(4) 自治体、国等の役割について

(自治体の役割)

- 自治体は、(1)、(2)で示した体制をつくっていくことに、 最終的な責任を持つとともに、地域の実情に応じた体制をつく るために関係者との間で必要な機能について共通認識を持て るような働きかけをすることが必要である。
- 〇 (1)、(2)で示した内容は、何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域、市町村において必要となる機能を示したものである。従って、それらを実際にどのような形でつくっていくかは、自治体によって様々な方法が考えられる。「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能」、「「丸ごと」の相談を受け止める場」、「協働の中核を担う機能」を同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあり得る。

重要なのは、こうした機能が必要であることについて、地域の関係者が話し合う等のプロセスを通じて共通認識を持つことである。このために、地域福祉計画策定のプロセスを活用することも有効である。

- 自治体においては、身近な圏域どうしあるいはそれぞれの圏域内における住民どうしが地域の実情を共有し、相互の学び合いによる取組の進化を促進するため、きめの細かい圏域ごとの人口や生活の状況のわかりやすいデータ整備が求められる。
- また、関係機関において「丸ごと」の相談体制を目指していく中で、自治体の組織においても「丸ごと」に対応できる体制を作っていく必要がある。福祉分野における横断的な体制だけではなく、保健師が地区担当であった頃の利点を再評価しながら保健分野も含めて全庁的に、包括的な相談が実施可能となるような体制の構築に向け検討していくべきである。

また、子どもを通じて様々な課題に直面している学校と連携 することも重要である。

その際、分野ごとの施策をライフステージに応じて切れ目なくつないでいくことが大切である。

また、地域福祉として統合化して企画ができる機能が必要である。

○ こうした市町村の取組を支援する観点からも、都道府県の役割は重要であり、都道府県地域福祉支援計画の策定を推進することが大切である。

(国の役割)

〇 国においては、「我が事・丸ごと」を、平成 29 年の介護保険制度の改正以降の一連の福祉の制度改革を貫く基本コンセプトに位置づける、との考え方のもと、必要な措置を順次、早急に講じるべきである。

- また、国においては、(1)、(2)で示した内容について、「地域で自由に決める」ことを強調し、自治体に委ねてしまうのではなく、なぜそのような機能が必要なのか、各自治体で丁寧に話し合うような支援をしていくことが必要である。
- 国においては、自治体を超えて地域力強化に関連した成果や 課題および解決手法の共有化を図るため、身近な圏域ごとの基 礎的なデータや取組事例および成果等が幅広く共有される体制 づくりに取り組むべきである。
- 〇 「我が事・丸ごと」を実現するためには、制度横断的な知識 を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の 連携・調整、資源開発までできるような、包括的な相談支援を 担える人材育成に取り組むべきである。

また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家 資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討す べきである。人材の確保や定着についても、必要な措置を講ず るべきである。

○ 全国的に、(1)、(2)で示した体制をつくっていくに当たっては、分野ごとに財源が分かれていることを踏まえると、柔軟な財源の活用や、別途の財源についての議論が必要であり、国においては、財源のあり方についても、具体的に検討を進めるべきである。

(社会福祉法人等の役割)

〇 社会福祉法人は、その専門性と地域における信頼感、存在感を生かし、高齢、障害、子どもといった対象を問わない相談を 行うこと、住まい、就労等の面で既存の福祉サービスにはない 取組を行うこと、地域における福祉課題への対応について勉強 会を行うことなど、改正社会福祉法で位置付けられた地域にお ける公益的な取組の枠組みも活用しながら、我が事・丸ごとの 地域づくりに取り組むことを促進するべきである。

○ 地域住民、福祉以外の分野に関わる団体や企業の幅広い活動につなげていくため、社会福祉協議会の役割は重要である。特に、ボランティアセンターは、ボランティアを通じたまちづくりのためのプラットフォームとなる「まちづくりボランティアセンター」(仮称)へと機能を拡充させて、関係機関と協働していくことについて、検討する必要がある。

(5) 寄附文化の醸成について

- 寄附文化の醸成にあたっては、共同募金 (特定テーマ募金の推進)、安心生活創造事業で行われた自主財源確保のための取組、ソーシャル・インパクト・ボンド、社会福祉法人の地域公益的な取組などが期待される。これらの取組に加えて、クラウドファンディングや地域通貨なども含め、多様な寄附のあり方を検討していく必要がある。
- こうした地域福祉を推進する財源を考えるということは、資金確保というだけのことではなく、官民協働という過程を大切にすること、これまで地域福祉に関心が薄かった人たちにも関心を喚起すること、また事業評価、成果を「見える化」することで、より効果的な対策を考えていけることなどの利点が多い。今後の地域福祉の推進にあたって、積極的に導入を検討していく必要がある。このため、共同募金については、使い道や期待される成果を明確にして募集するテーマ型募金を広げるなど、寄附者により納得が得られる仕組みを普及させることが求められる。
- 〇 考えられるさらに幅広い方法等については、今後具体的に検討することとしているが、以下の事項については共通認識があった。

- 単に不足する資金を集めるだけでなく、地域で何が課題か話し合い、そのための資金を皆で出し合うことが、「我が事」のきっかけとなることを再認識することが必要。
- 寄附という枠組だけでなく、金銭以外も含めた様々な資源を発見していく姿勢が求められる。

3 終わりに

- 「我が事」の地域づくりは、決して地域住民に解決のすべてを委ねることではない。例えば、表に出にくい大変な状態にある世帯に気づくこと、主体的、積極的な地域づくりの取組を行う中で課題が生じることを未然に防げる地域をつくること、必要とされる場(就労等の場)を見出したり、見守りや声かけも含めた孤立の解消を図ったりすることは、住民だからこそできる取組であり強みが活かされる取組である。また、「我が事」の地域づくりは、生活の張りを生んだり、住民に生きがいをもたらすなどの効果があり、結果として住民にとって欠かすことのできないものとなる。このようなひとつひとつの取組が、住民の生活を豊かにし、その集積が地域力を高めていく。こうした取組と、公的な支援体制が協働して初めて、安心して暮らすことができる地域になると考えられる。
- 本検討会では、この中間とりまとめを道標として、今後も、 福祉の地平を超えた次のステージを実効あるものとするため の検討を進めていく。

◆参考1:ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

(一億総活躍社会の意義)

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。

これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される(包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環)。

(地域共生社会の実現)

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、 高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と 受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合 いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地 域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構 築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

- ◆参考2:「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) (「具体的な施策」部分(抄))
- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行う NPO などが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的 に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020 年~2025 年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的 な活動との連携も図る。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の 醸成に向けた取組を推進する。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的 な相談支援体制作りを進め、2020年~2025年を目途に全国展開を図る。

◆参考3:「丸ごと」受け止める場の例

(例1) 豊中市

・市の地域福祉計画に基づき小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において「福祉なんでも相談窓口」(市委託事業)を設置し、ごみ屋敷など、把握した課題を地域住民とともに解決を図る。社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(市内7圏域に2名ずつ配置)が、ワンストップで専門的観点からサポート。公民協働で支え、さらに解決の仕組みづくりを行う。

(例2) 藤沢市

・市民センター・公民館を中心に 13 地区の特性を活かし、全世代・全対象型の「藤沢型地域包括ケア」を目指す。生活困窮者自立支援事業の直営による行政の地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」と、社会福祉協議会への委託による「バックアップふじさわ社協」の相談支援員及びCSWが連携し、複合的課題に対し、地域の中で関係機関等と総合的・包括的に対応できる体制を整備。平成 28 年度: CSWは3地区でモデル実施。

(例3) 名張市

・複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(ブランチを拠点とした市内15か所の相談窓口)

直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

※CSW:コミュニティ・ソーシャル・ワーカー

生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画 及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

- 1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項 地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者 自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地 域福祉施策との連携に関する事項を明記する。
- 2. 生活困窮者の把握等に関する事項

本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。

(生活困窮者に関する情報と把握方法の例)

○ 各自治体において生活困窮者を把握し、支援を適切に実施する前提として、例 えば、以下のような情報の把握が必要と考えられる。

(例)

- 生活保護に関する情報(被保護者数、被保護世帯数等)
- 生活困窮者に関する情報 (生活保護受給相談者数、失業者数、租税・保険料等の滞納者数 等)
- その他、関連する情報 (ニート・引きこもり数、高校中退者数 等)
- 加えて、事業実施後には、本制度における各種支援の実施状況及びその成果の 把握が必要である。
- これらの生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、本制度の自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密な連携体制を構築することが重要であり、また、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討する必要がある。対象者の早期把握のため、租税・保険料や公共料金の担当と連携し、生活困窮者が自立相談支援機関につながる紹介ルールの設定等についても検討する。
- その他、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域 支援センター等、多岐にわたる関係機関との連携により情報を把握する。一方で、 行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生 委員・児童委員等の地域ネットワーク、あるいは、近隣住民等によるインフォー マルな見守り活動等と連携して把握する。
- また、上記のような生活困窮者の実態を把握した上で、将来にわたって、本制度の実施効果を見込むことで、より効果的な計画を策定することが望ましい。

3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や 他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな 支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。

(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく支援

(必須事業)

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金

(任意事業)

- 就労準備支援事業
- 一時生活支援事業
- 家計相談支援事業
- ・ 学習支援事業、その他の自立支援事業

(その他)

• 就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の認定

② 関係機関・他制度、多様な主体による支援

福祉事務所、ハローワークとの連携による支援(例えば、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等)、地域若者サポートステーション、生活福祉資金貸付制度等、生活困窮者に包括的な支援を提供するための福祉や雇用に関するサービス等を具体的に明記する。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による訪問やサロン活動等、あるいは、自治会や町内会など近隣住民やボランティア等による日常的な見守りや助け合いの活用等について明記する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になる。既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じ、特長を生かした地域づくりについて具体的に明記する。

4. その他の留意事項等

- (1) 都道府県地域福祉支援計画に関する留意事項
 - ① 都道府県地域福祉支援計画において、「市町村の地域福祉の推進を支援する ための基本的方針に関する事項」等を定めることとしているが、これは、市町 村だけでなく、都道府県自らが確保すべき必要な福祉サービスの目標量やその 達成のための具体的方策も含まれる。

- ② 本制度は福祉事務所設置自治体を実施主体としており、町村部の多くは都道府県福祉事務所の所管区域となっていることから、都道府県地域福祉支援計画では、市部の支援に関する事項とともに、都道府県福祉事務所設置圏域となる町村部に対する生活困窮者自立支援方策について明記する。
- ③ 具体的には、都道府県福祉事務所設置圏域における自立相談支援機関の運営、相談支援機関設置等に係る広域的な調整、相談支援員をはじめとする人材の育成・研修、就労支援先の開拓などの新たな社会資源の創出等について明記する。

(2) 福祉事務所未設置の町村に関する留意事項

- ① 福祉事務所を設置していない町村においては都道府県が実施主体となる。しかし、町村が、住民のなかに支援の対象とすべき生活困窮者が存在しうることを理解しておく必要がある。町村は住民に最も身近な自治体としての役割を発揮することが求められるため、生活困窮者自立支援方策について地域福祉計画に必要な事項を盛り込む。
- ② 具体的には、町村は住民に最も身近な自治体であり都道府県よりも住民に関する情報を有していることから、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割が期待されるため、生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能について明記する。また、町村における独自施策との連携による支援や、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等を明記する。

(3) 計画の策定及び改定に関する留意事項

- ① 平成27年4月の法施行に合わせて生活困窮者自立支援方策を盛り込んだ計画が策定されることが望ましい。しかし、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画は、その計画期間について、策定指針*で「概ね5年とし3年で見直すことが適当」とされており、既に計画策定済みの自治体においては、5年ごとの改定の時期、あるいは、3年目の計画見直しの時期に合わせて策定することも差し支えないが、可能な限り早期に生活困窮者自立支援方策を盛り込んだ計画が策定されるよう留意していただきたい。
- ② 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定または改定の時期までの暫定的な対応として、生活困窮者自立支援に関する計画として単独計画を策定することも考えられる。しかし、単独計画を策定する場合においても、策定指針*に示された事項を参考に策定されるよう留意していただきたい。

*策定指針…「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について (一人ひとりの地域住民への訴え)」平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

参考2

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度~33年度)
- 工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進く別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- 適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- 「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - •不正防止効果

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 (預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)
- 注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制
- 注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1)成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用 促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2)計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度~33年度)。
- (3)国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

- (1)今後の施策の基本的な考え方
 - ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2)今後の施策の目標
 - ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、<u>権利</u> 擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③<u>後見人等による横領等の不正防止を徹底</u>するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3)施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその<u>進捗状況を把握・評価</u>し、目標達成のために必要な対応について検討する。

<別紙1参照>

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ー制度開始時・開始後における身上保護の充実ー

<別紙2参照>

- 〇高齢者と障害者(本人)の特性に応じた<u>意思決定支援を行うための指針</u>の策定等に向けた 検討や、検討の成果を共有・活用する。
- ○<u>本人の意思・身上に配慮した後見事務</u>を適切に行うことのできる後見人等を<u>家庭裁判所が</u> 選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 〇本人の権利擁護を十分に図る観点から、<u>後見人等の交代を柔軟に行う</u>ことを可能とする環境を整備する。
- 〇後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)

権利擁護支援の地域連 携ネットワークづくり

<別紙3参照>

- 〇以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
- ○地域連携ネットワークの基本的仕組み
 - 「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
 - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
 - ⇒地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
 - ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - •不正防止効果
 - ◎中核機関の設置・運営形態
 - 設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
 - ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
 - ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
 - ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3)

不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

-安心して利用できる環境整備-

<別紙4参照>

(4)

制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

(5)

国、地方公共団体、関係団体等 の役割

(6)

成年被後見人等の医療・介護等 に係る意思決定が困難な者への 支援等の検討

(7)

成年被後見人等の権利制限に係 る措置の見直し

(8)

死後事務の範囲等

- ○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、払戻方法等)を検討する。
- ○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、<u>より効率的な不正</u> 防止のための方策を検討する。
- ○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネット ワークでの発見・支援とともに、<u>実務的な対応を検討</u>する。
- ○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- ○<u>成年後見制度利用に係る費用助成</u>について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 〇市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
- 〇市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 〇都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等
- 〇国の役割:<u>財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用</u>を促す、先進的な取組例の紹介など、
 - ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
- ○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、<u>指針の作成等</u>を通じて社会に提示し、<u>成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討</u>する。
- 〇成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項) について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
- 〇平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

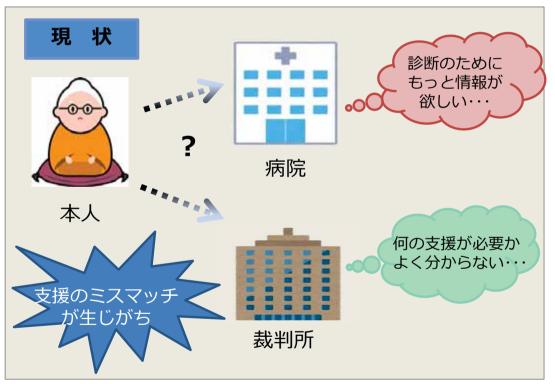
		29年度	30年度	31年度	*	32年度	33年度	
Ι	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知						
П	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ						
Ш	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支 援の在り方についての指針の策定等の検討、 成果の共有等	·	人等の選任のための検討の仮 断書の在り方等の検討 意思決定支援の在り	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ 方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の 推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組 への支援等) 相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築						
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主 的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不 正防止の在り方の検討	金融機関における自主的取組のための検討の促進専門職団体等による自主的な取組の促進				目の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止 日果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決 定が困難な人への支援等の検討		の現場において関係者が対所 に参考となる考え方の整理	\$\$ \	参考と	 なる考え方の周知、活用状況	を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		制限の措置について法制上の措置 : 平成31年5月まで	2等				

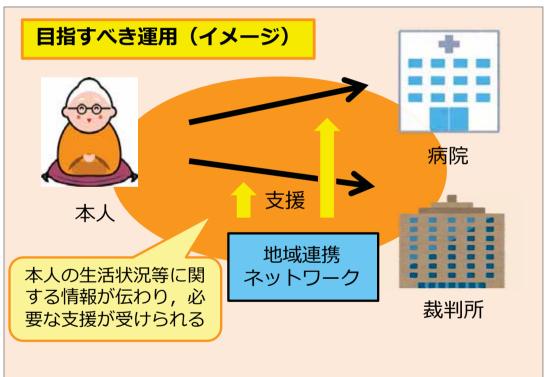
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。





今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が, 医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

地域連携ネットワークのイメージ <別紙3> 協議会 地域包括支援 弁護士会,司法書士会 センター •社会福祉士会等 チーム チーム 民間団体 NPO等 障害福祉 サービス 社会福祉協議会 介護 事業者 サービス 後見人等 後見人等 本人 事業者 (認知症高齢者) (障害者) ケアマネジャー 相談支援専門員 医療•福祉関係団体 医療機関 医療機関 民生委員•自治会等 地域関係団体 金融機関 市町村 都道府県 家庭裁判所 中核機関 直営又は委託 ≪地域連携ネットワークの役割≫ •相談対応 チームの支援 ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 協議会の開催 ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

*家裁との連携

•後見人受任者調整等の支援 等

- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支 援体制の構築
- ≪地域連携ネットワークの機能≫
- ·広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4>

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における 自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫 協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・成年被後見人名義の預貯金について
- 1 口座の分別管理
- ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
- ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
- 2 払戻し
- 1)小口預金口座
 - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
- ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
- 3 自動送金等
 - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
 - ②大口預金口座 → ①小口預金口座



市町村地域福祉計画の策定について(平成19年8月10日社援発0810001号)

社援発第0810001号 平成19年8月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会·援護局長

市町村地域福祉計画の策定について

市町村地域福祉計画の策定については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」 (平成14年4月1日社援発第0401004号本職通知)により実施されているところである。

先般、通知した「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成19年8月10日雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、確企発第0810002号、老総発第0810001号課長連名通知)(以下「要援護者支援に係る実施通知」という。)において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたところであるが、今般、その盛り込むべき具体的な事項を別添「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(以下「要援護者支援方策」という。)のとおり定めたので通知する。

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要接護者支援にも資するものである。

貴職におかれては、この趣旨を踏まえ、市町村地域福祉計画の見直しについて、管内市町村への周知及び支援方ご配慮願うとともに、市町村地域福祉計画が 未策定な市町村に対しては、早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

(別添)要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 要援護者の把握に関する事項

要援護者の把握方法

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法ついて具体的に明記する。

(要援護者情報の把握方法の例)

- ・ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- 障害者の情報に関しては、障害程度区分情報等により把握する。
- 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ひとり暮らし高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ 行政のみでは把握することが困難な情報(例えば、日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報等)については、民生委員児童委員等に協力を依頼することにより把握する。
- ・ その他、各地域において独自に設置されている福祉委員や町内会等近隣住民による日常的な見守り活動等を通して把握されている高齢者夫婦世帯、ひとり 暮らし高齢者、障害者、子育て家庭など安否確認等が必要な者のリストやマップが整備されている例もあることから、これら近隣住民等活動者等と連携して把握 する。

2. 要援護者情報の共有に関する事項

(1)関係機関間の情報共有方法

1の方法により把握された要援護者情報の共有については、「要援護者支援に係る実施通知」において、要援護者情報を民生委員児童委員等の関係機関と共 有する方式として、以下が示されているので、これらを参考に、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法につい て明記する。

- (1) 要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式(手上げ方式)
- (2) 福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式(同意方式)
- (3) 要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有する方式(関係機関共有方式)。

(2)情報の更新

定期的に要接護者名簿の見直しを行うなど要接護者情報更新のための具体的方法を明記する。

3. 要援護者の支援に関する事項

(1)日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、要援護者に対する 近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について、具体的に明記する。

(例)

- 区域内を小中学校区等の地区に分け、地区担当の活動推進職員を配置する。
- 近隣住民等の活動者が活動する拠点として活用できる場所(空家、空き保育園)等の確保や環境整備を支援する。
- 地域包括支援センター等の専門機関と民生委員児童委員、近隣住民等活動者の連絡会議を開催し日常的な協力関係をつくる。
- 住民や関係機関が先進地の取り組みから学ぶ研修会を開催する。
- (2)緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が要援護者の異変を発見した場合や、災害時など緊急対応が発生した場合の安否確認情報が各市町村の担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制について具体的に明記する。

併せて、病気その他により民生委員児童委員、近隣住民等活動者が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、代替者が安否確認を行う体制についても具体的に明記する。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話: 03-5253-1111(代表) Copyright [©] Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.